

	財政力指数の推移	経常収支比率の推移
平成30年度	0.43	93.6%
令和元年度	0.43	93.8%
令和2年度	0.43	88.5%
令和3年度	0.41	84.4%
令和4年度	0.40	90.1%

町における積立基金（貯金）の総額は対前年度1億7140万5千円の増となりました。

財政調整基金は約1億4400万円程減少しましたが、建設後34年が経過した役場本庁舎の大規模改修に備えて、公共施設整備基金へ2億円を積み立てたことによるものです。

安定的な財政運営のため、基金については適切な取り崩しと、目的に応じた積み立てを行っており、今後も必要な財源確保に努めてまいります。

●**財政調整基金**
地方公共団体における年度間の財源不均衡を調整するための基金で、財源が不足する年度や、災害等が発生した際の支出の増加に備え、財源に余裕がある年度に積み立てを行っています。

●**減債基金**
地方債の償還額の増加に備え、公債費が財政を圧迫することを防ぐ目的で設置されています。

●**特定目的基金**
特定の事業目的達成のために設置された基金です。

利根町の財政力について

▼**経常収支比率とは**
地方公共団体の財政構造の弾力性を判断する指標です。

地方税、地方交付税および地方譲与税などの経常的な一般財源が、人件費、扶助費、公債費などの経常的経費にどの程度充当されているかを示しています。この比率が高いほど財政構造が硬直化していることを表しています。

家庭で例えるならば、給料のように毎月決まって入る収入に対して、家賃（住宅ローン）、食費、光熱水費などの毎月必要な支出の割合になります。比率が低いほど、娯楽や趣味に使えるお金が増えることとなります。

令和4年度決算においては、燃料費の高騰などにより物件費が増加したため、前年度と比較して5.7ポイント増加しました。

基金（貯金額）

令和4年度末積立基金残高（一般会計）

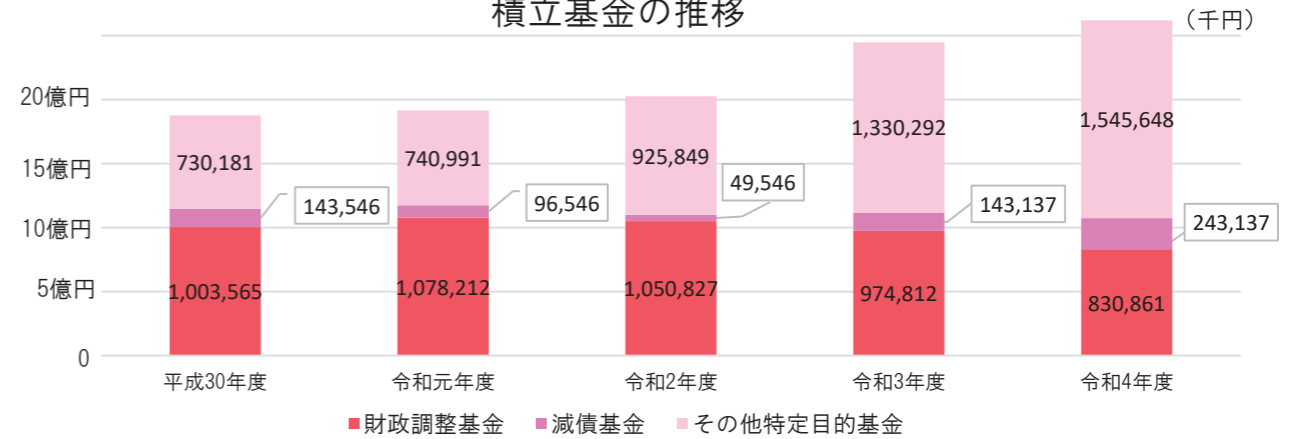
26億1,964万6千円

（対前年度 1億7,140万5千円増）

（町民一人当たりの貯金）
17万0,628円

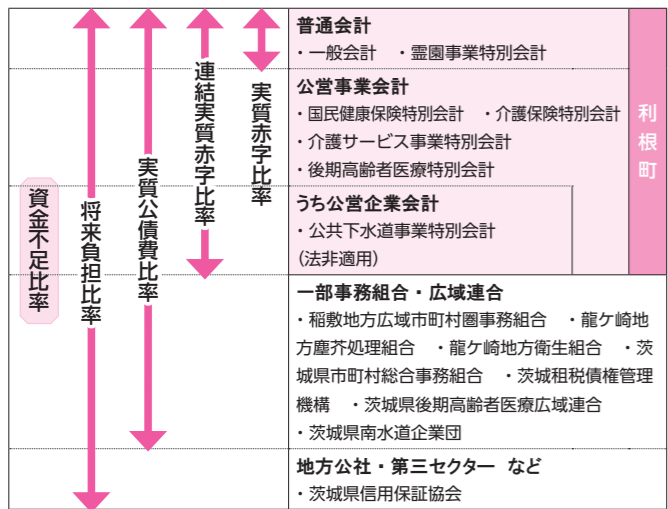
（令和5年3月1日現在15,353人で算出）

積立基金の推移



▼**財政健全化判断比率とは**
「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、地方公共団体は財政健全性に関する比率を公表することとされています。各比率が早期健全化基準値を超えた場合は、財政健全化計画の策定などが義務付けられ、さらに財政再生基準値を超えた場合には、財政再生計画の策定などが義務付けられます。また、地方債の発行についても制限されるなど、厳しい財政運営を迫られることとなります。

利根町においては、全ての指標で黒字もしくは早期健全化基準以下の値となっており、将来の財政運営に支障が出る状況ではありません。今後も行財政改革を推進し、財政の健全化に努めてまいります。



指標	利根町の数値	早期健全化基準 (黄色信号)	財政再生基準 (赤信号)
実質赤字比率	(黒字)	15.00%	20.00%
連結実質赤字比率	(黒字)	20.00%	30.00%
実質公債費比率	1.3%	25.00%	35.00%
将来負担比率	—	350%	
資金不足比率 公共下水道事業特別会計 (事業規模約1億9978万円)	(黒字)	経営健全化基準 20.00%	

▶**問い合わせ先**
財政課 財政係 ☎68-2211 (内線353・355)

▼**財政力指数とは**

地方公共団体の財政力を示す指標です。基準財政収入額（普通交付税を算定するために、標準的な状態で徴収が見込まれる税収入などを一定の方法により計算した地方公共団体の収入額）を、基準財政需要額（同じく普通交付税を算定するために、地方公共団体が合理的かつ標準的な水準の行政を行い、また施設を維持するための需要額を一定の方法により計算した支出額）で割った数値の過去3カ年の平均値です。この数値が1.0を超えると普通交付税が交付されない不交付団体となります。

すなわち、財政力指数が高いほど普通交付税算定上の留保財源が多いことになり、財源に余裕があると言えます。

基本的には基準財政需要額と基準財政収入額の差が普通交付税の算定額となります。令和4年度の数値は、前年度と比較して0.1ポイント減少し、依然として財政基盤が弱い状態にあると言えます。

▼**財政健全化判断比率とは**

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、地方公共団体は財政健全性に関する比率を公表することとされています。各比率が早期健全化基準値を超えた場合は、財政健全化計画の策定などが義務付けられ、さらに財政再生基準値を超えた場合には、財政再生計画の策定などが義務付けられます。また、地方債の発行についても制限されるなど、厳しい財政運営を迫られることとなります。

地方債（借金額）

令和4年度末地方債残高（一般会計）

56億9,728万2千円

（対前年度 2億9,895万9千円増）

（町民一人当たりの借金）
37万1,086円

町における地方債（借金）の残高は、対前年度2億9895万9千円の増となりました。地方債発行額が償還額を上回ったことによるものです。

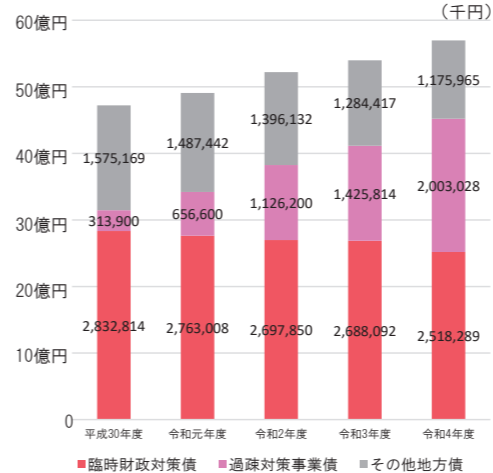
令和4年度における地方債発行の主な内容は、全額が交付税措置される臨時財政対策債が5522万3千円、7割が交付税措置される過疎対策事業債が6億380万円となっています。

将来の財政運営に負担とならないよう、地方債発行に際しては、交付税措置の割合が高い起債を最大限活用しております。

●**臨時財政対策債**
国から交付される地方交付税の財源不足を補うため、不足分の一部を地方自治体が借り入れを行う地方債のことで、元利償還相当額についてはその全額を後年度の普通交付税にて措置されます。

●**過疎対策事業債**
過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法により過疎地域指定を受けた市町村が特別に発行を認められた地方債で、元利償還金の7割が普通交付税で措置されます。

地方債残高の推移



地方債発行額の推移

